

所管部課	市民環境部 課税課		部長	木村 西	
件名	東大和市税減免規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、令和6年度賦課分より市・都民税均等割課税者から国税である森林環境税を賦課徴収することとなった。</p> <p>これに伴い、森林環境税に関する免除の申請受理及び決定を行うことから、本規則の様式の一部を改正するものである。また、市税における減免の決定を行うために、申請者に対し質問及び検査等を行うこと、虚偽等が判明した場合の減免取消しを行うことの文言の追加、及びその他の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林環境税に関する免除の申請受理及び決定を行うための様式の改正及び追加</li> <li>② 市税の減免決定に際し、必要と認める場合における質問や検査等を行う規定及び虚偽等が判明した際に減免を取り消すための規定の追加</li> <li>③ その他文言の整理</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正の事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。